

神戸市エンジニア創出事業に伴う学習支援補助金 申請の手引き

【1】目的

情報処理技術をはじめとした新たな知識やスキルを習得する際に必要な経費の一部を補助することで、神戸経済の活性化や新たなイノベーションの創出を担う人材を育成することを目的とする。

【2】実施主体

神戸市

【3】補助対象

(1)補助対象者

神戸市内に在住・在学・在勤で、グローバルな知見及び、ITの技術・知識にて神戸市の発展に貢献し得る資質を持つと神戸市が認定した方

※国内の同種の補助金もしくは国内の他の給付型奨学金との併用は不可

※申請者のスキルや実績および活動計画等による審査を行う。

※申請者及び活動計画の関係者が反社会的勢力と関係がある場合は、応募することができない。

※反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、認定や交付決定を取り消す。

(2)補助対象経費

補助対象者が高度人材となることを目指し知識やスキルを習得するために受講する学習コース等の受講料・教材購入費等

※消費税及び地方消費税は対象外する。

(3)補助対象期間

エントリー(活動計画等認定申請)完了日以降に受講を開始し、申請年度の2月末日までに修了した講座等の受講料を対象とする。

【4】補助率

補助対象経費の2分の1（1円未満は切り捨て）

【5】補助限度額

25万円/件

【6】補助金交付までの流れ

- (1) エントリー(活動計画等の認定申請)
- (2) 事務局による活動計画等の審査(書面・ヒアリング)
- (3) 補助対象者認定通知の送付
- (4) 補助金交付申請 → 補助金交付決定

- (5) 講座等の受講(令和6年2月末日までに修了すること)
- (6) 成果報告書提出 → 補助金額確定
- (7) 補助金請求書の提出
- (8) 補助金支払い

【7】エントリー(活動計画等認定申請)

(1) 受付期間

令和5年5月15日(月曜)～12月28日(木曜)

※予算の上限に達し次第、募集を終了する。

(2) エントリー方法

①Web 上での下記エントリーフォームにおいて、各説明へ回答

<https://forms.gle/1QAcdRGkTMZQt8d39>

②「神戸市内に在住・在勤・在学していることを証できる書類(例)住民票・学生証・社員証の写し」を kobe-engineers-lab.gatejp@gaogao.asia 宛に送信

③エントリー完了のメールを受信

→③をもってエントリー完了とする。

【8】審査方法等

(1) 審査方法

評価員による審査会において、申請者のスキルや実績および活動計画等の審査を行い、適切と認められる場合には補助対象者として認定を行う。

- ・1次審査：書類審査
- ・2次審査：面談

(想定スケジュール)

第1期審査(7月中にエントリー完了の方)

- 令和5年8月上旬 書類審査結果通知
- 令和5年8月中旬以降 最終審査(Online 面談)実施→最終審査結果通知

第2期審査(10月中にエントリー完了の方)

- 令和5年11月上旬 書類審査結果通知
- 令和5年11月中旬以降 最終審査(Online 面談)実施→最終審査結果通知

第3期審査(12月28日までにエントリー完了の方)

- 令和6年1月上旬 書類審査結果通知
- 令和6年1月中旬以降 最終審査(Online 面談)実施→最終審査結果通知

※応募多数の場合は別途プレゼン審査を実施することがある。

(2) 審査項目

下記の各項目について、各 5 点満点、合計 25 点で評価を行う。

- ・情報処理分野の技術面での優位性
- ・ビジネス面・グローバル面での優位性
- ・活動計画の明確性・妥当性
- ・市内エンジニアコミュニティへの還元度
- ・成長可能性

【9】補助金の申請・支払い

(1) 交付申請

補助対象者に認定された者(以下、「補助対象者」という)は、申請内容が確定次第速やかに神戸市に補助金交付申請書等を提出すること(様式は別途配付)。経費について根拠がわかる資料を添付すること。

(2) 補助額の確定

講座等の修了後 30 日以内に、成果報告書を提出すること(ただし神戸市が実施する報告会で成果発表を行う場合は提出不要)。その後、市において実績確認を行ったのちに、補助交付額の確定を行う。

(3) 補助金の交付

補助交付額の確定後、補助金交付請求書を市長に提出すること。請求内容の確認を行ったのちに、補助金を交付する。

【10】補助金申請にあたっての留意事項

(1) 海外へ渡航する場合

海外で実施される講座等に現地参加する場合は、交付申請の際に下記の情報を【11】の申請先まで事前に連絡すること。

- ・渡航中の本人に代わり、日本国内で確実に事務手続き等の連絡等ができる方の連絡先
- ・(必要な場合)渡航先の滞在に必要な査証のコピー

(2) 公表・広報協力

補助対象者の氏名・所属などの情報を、パンフレット、WEB サイトなどで紹介することがある。また、紙面や発表会等での報告を求めた場合もご協力をお願いする。

(3) 補助対象者の認定の取消し

補助対象者の認定後に当該認定者が補助対象者としてふさわしくないと神戸市が判断した場合、補助対象者の認定を取り消すことがある。

(4) 交付決定の取消し

活動計画書に記載の活動を期日までに完了できなかった場合、交付決定を取り消すことがある。

【11】応募に関する問い合わせ・申請書の提出先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

神戸市 経済観光局 新産業創造課

T E L : 078-984-0293

E-Mail : new_industry@office.city.kobe.lg.jp